

平成 2 7 年泉北環境整備施設組合議会

第 1 回定例会 会議録

平成 2 7 年 2 月 1 3 日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成27年2月13日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	畑中	政昭	君
3番	宮口	典子	君	4番	松尾	京子	君
5番	松本	定	君	6番	貫野	幸治郎	君
7番	高橋	登	君	8番	丸谷	正八郎	君
9番	中谷	昭	君	10番	溝口	浩	君
11番	森	久往	君	13番	坂本	健治	君
14番	山本	秀明	君	15番	岡	博子	君

1 欠席議員は、次のとおりである。

12番 知覧 正勝 君

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	伊藤	晴彦	代 表 監 査 委 員	山出	邦夫
事 務 局 長	竹田	竜彦	会 計 管 理 者	鶴田	健
総 務 部 長	炭谷	力	環 境 部 長	野本	順一
総 務 部 理 事	重里	紀明	総 務 部 次 長	中嶋	護
総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	池尾	秀樹	総 務 部 総 務 課 長	飯坂	孝生
総 務 部 長 兼 総 務 人 事 課 長	渡邊	一午	環 境 部 理 事	岸部	昭彦
環 境 部 次 長 兼 環 境 管 理 課 長 兼 第 1 事 業 所 長	池尾	学	環 境 部 次 長	逢野	典夫

環境部  
環境事業課長  
兼北川センター所長

藤原 義雄

環境部  
資源循環型社会推進課長

堀場 壽

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部総務課  
課長代理

西田 尚史

総務部総務課  
企画財政係長

野井 昭彦

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について                           |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について                                |
| 日程第 3  | 報告第 1号   | 例月現金出納検査の結果報告について<br>(平成26年度 11月分、12月分)  |
| 日程第 4  | 議会議案第 1号 | 泉北環境整備施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について        |
| 日程第 5  | 議会議案第 2号 | 泉北環境整備施設組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について         |
| 日程第 6  | 議会議案第 3号 | 泉北環境整備施設組合議会公印規則の一部を改正する規則制定について         |
| 日程第 7  | 議会議案第 4号 | 泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について         |
| 日程第 8  | 議案第 1号   | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 9  | 議案第 2号   | 泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 3号   | 泉北環境整備施設組合職員の厚生制度に関する条例制定について            |
| 日程第 11 | 議案第 4号   | 泉北環境整備施設組合条例の用語等の統一に関する措置条例制定について        |
| 日程第 12 | 議案第 5号   | 泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例制定について  |
| 日程第 13 | 議案第 6号   | 平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第3号)について        |
| 日程第 14 | 議案第 7号   | 平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 15 |          | 運営方針                                     |
| 日程第 16 | 議案第 8号   | 平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について               |

日程第 17 議案第 9 号 平成27年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計  
予算について

日程第 18 議案第 10 号 平成27年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計  
予算について

(午前10時2分開会)

○議長（山本秀明君） おはようございます。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しいところ、本日招集されました平成27年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会にご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は14名で、定数の半数以上の出席をいただいておりますので、平成27年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいります。

**日程第1、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

2番 畑中政昭議員、9番 中谷 昭議員のご両名をお願いいたします。

次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしのお声がありますので、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

それでは、ここで管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

○管理者（阪口伸六君） 皆様、おはようございます。管理者の阪口でございます。

議長さんのお許しをいただきまして、平成27年本組合議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、組合市の議会、委員会等を目前に控えまして何かとご多忙な中、本定例会にご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素より本組合業務に格別のご理解とご協力を賜り、理事者一同心から御礼を申し上げる次第であります。

さて、本日ご提案申し上げます案件でございますが、平成27年度本組合の予算案を中心にご審議を願うわけではありますが、平成27年度の組合運営方針につきましては、後ほど機会をいただきまして申し上げたいと存じておりますので、よろしく願いを申し上げます。

そのほかの案件といたしまして、議会議案といたしまして、常任委員会の廃止に伴います

議会委員会条例等、条例及び規則の一部改正、また、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について外4件、また、平成26年度一般・特別会計の補正予算につきましてご審議を賜り、報告案件といたしまして例月現金出納検査の結果報告でございます。

いずれの案件につきましても、それぞれ上程されました際にご説明を申し上げますが、よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本秀明君） 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き、議事に入ります。

**日程第3、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告について**を議題といたします。

本件は、平成26年度11月分及び12月分に関する現金出納検査結果の報告であります。

この際、質疑がありましたら、お受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理いたします。

続きまして、**日程第4、議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提出議員の趣旨説明を求めます。

坂本議員。

○13番（坂本健治君） 13番、坂本でございます。

ただいま上程されました議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案の提案理由といたしまして、本年4月1日をもって議会常任委員会を廃止することに伴い、本条例の一部改正が必要となったものでございます。

それでは、詳細につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

まず、常任委員会を規定している第1条、第2条、第3条を削除いたします。次に、議会運営委員会の設置の第4条第3項を削除し、第1条といたします。第2条には、新たに議会運営委員会の任期を規定し、第6条の特別委員会の設置を第3条といたします。

16ページをお開き願います。

委員の選任の第7条、委員長及び副委員長の第8条を、3条ずつ繰り上げ、本文中の常任委員及び常任委員会を削除し、第7条第3項及び第4項を削除いたします。次に、委員長及び副委員長がともにないときの互選の第9条から補足の第31条までを、それぞれ3条ずつ繰り上げます。また、それに伴い、第15条、第29条においては、本文中の条数もそれぞれ3条ずつ繰り上げます。

12ページの下段をお開き願います。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。また、経過措置として、この条例施行の際、この条例による改正前の泉北環境整備施設組合議会委員会条例の規定に基づき、在任する総務委員会及び建設委員会の委員長、副委員長及び委員はこの条例の施行と同時に任期を満了するとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と提案内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議会議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提出議員の趣旨説明を求めます。

坂本議員。

○13番（坂本健治君） 13番、坂本でございます。

ただいま上程されました議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会会議規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案の提案理由といたしまして、本年4月1日をもって議会常任委員会を廃止することに



に伴い、本規則の一部改正が必要となったものでございます。

それでは、詳細につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

議案等の説明、質疑及び委員会付託の第37条第1項を全部改正し、議会運営委員会とそれ以外に係る事件の委員会付託方法を規定いたします。また、第2項の本文中の、常任委員会又は、の2カ所を削除いたします。次に、所管事務の調査の第104条を全部改正し、議会運営委員会のみを規定いたします。

24ページをお開き願います。

次に、請願の委員会付託第139条を全部改正し、議会運営委員会に係る請願とそれ以外の請願を規定いたします。

22ページの下段をお願いいたします。

最後に、附則といたしまして、この規則は平成27年4月1日から施行するといたします。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と改正内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議会議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第6、議会議案第3号、泉北環境整備施設組合議会公印規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本件につきましても、提出議員の趣旨説明を求めます。

坂本議員。

○13番（坂本健治君） 13番、坂本でございます。

ただいま上程されました議会議案第3号、泉北環境整備施設組合議会公印規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案の提案理由といたしまして、本年4月1日をもって議会常任委員会を廃止すること及び見出しの追加等文言の整備に伴い、本規則の一部改正が必要となったものでございます。

それでは、詳細につきまして新旧対照表よりご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

まず、見出しを、第1条、趣旨、第2条、規格、第3条、公印の管理者、第4条、その他とし、それぞれの文言の整理を行い、29ページの既存の規則の別表第1と第2の議会常任委員長の印と議会事務局の印を廃止し、30ページのとおり別表といたします。

27ページをお開き願います。

最後に、附則といたしまして、この規則は平成27年4月1日から施行するといたします。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と改正内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第3号、泉北環境整備施設組合議会公印規則の一部を改正する規則制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議会議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第7、議会議案第4号、泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について**を議題といたします。

本件につきましても、提出議員の趣旨説明を求めます。

坂本議員。

○13番（坂本健治君） 13番、坂本でございます。

ただいま上程されました議会議案第4号、泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案の提案理由といたしまして、見出しの変更等文言の整理に伴い本規則の一部改正が必要となったものでございます。

33ページをお開き願います。

改正箇所は、新旧対照表でお示しいたしておりますとおり、見出しの名称の変更、中点から句読点への変更、旧仮名遣いの改正、漢字の変換等でございますが、内容の変更はございません。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するといたします。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と改正内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議会議案第4号、泉北環境整備施設組合議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議会議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

次に、**日程第8、議案第1号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本件につきましては、本組合職員の時間外勤務手当、期末手当の基礎額の算出方法につきまして所要の規定の整理を図るとともに、条文中における用語等文言の整理を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

42ページをお願いいたします。

42ページの目次から、恐れ入りますが、54ページの第22条までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

次の23条は、住居手当及び特殊勤務手当の規定を削るとともに、見出し及び条文中における用語等文言の整理を行うものでございます。

次の第23条の2から56ページの第33条第4項までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

次の57ページの同条第5項は、2等級以下に係る規定を削るものでございます。

次の第33条の2から61ページの第35条までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

次の第35条の2は、第1号を、職員が職員厚生会に支払う会費の額に改めるものでございます。

次の第37条、第38条、次の62ページの附則2号までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、41ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第9、議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条

例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

本件につきましては、本組合職員の休息时间及び日宿直勤務に関する規定につきまして所要の規定の整理を図るとともに、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

第1条から66ページまでの第3条までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

次の第4条は、休息時間に係る条項を削除するものでございます。

次の67ページの第5条の2は、条文中における用語の文言等の整理を行うものでございます。

次の第6条は、日宿直勤務に係る条項を削除するものでございます。

次の第7条から68ページの第10条までは、条文中における用語等の文言の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、64ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第10、議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の厚生制度に関する条例制定について**を議題といたします。

本件につきましても、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の厚生制度に関する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の健康、元気回復その他厚生に関する事業の実施について、明確な規定を設けるものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

70ページをお願いいたします。

第1条は、この条例の趣旨、第2条には、適用する職員の範囲、第3条は、厚生制度に係る事業内容、第4条には、事業の実施機関、第5条は、厚生会に対する補助金、第6条には、厚生会の事務従事、第7条は、委任の、それぞれの規定を定めるものでございます。

附則でございますが、施行日は平成27年4月1日からとし、第2項において、泉北環境整備施設組合職員の共済制度に関する条例を廃止するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の厚生制度に関する条例を制定する内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑

をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、泉北環境整備施設組合職員の厚生制度に関する条例制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第11、議案第4号、泉北環境整備施設組合条例の用語等の統一に関する措置条例制定について**を議題といたします。

本件につきましても、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、泉北環境整備施設組合条例の用語等の統一に関する措置条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いいたします。

本件につきましては、現存する本組合条例について規定を明確にするとともに、表現の適正な規範性を確保するため、用語、用字、送り仮名等の整理を一括改正により行うものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

74ページをお願いいたします。

第1条は、この条例の目的、第2条は、用語等の統一基準、第3条には、引用法令等の整理、第4条は、例規の呼称、第5条は句読点、第6条は、別表等の統一、第7条は、その他の整理の規定を、それぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日は公布の日からとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合条例の用語等の統一に関する措置条例を制定する内容でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明

を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、泉北環境整備施設組合条例の用語等の統一に関する措置条例制定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第12、議案第5号、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

野本環境部長。

○環境部長（野本順一君） 環境部長、野本でございます。

議案第5号、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例制定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の77ページでございます。

制定の理由でございますが、資源化センターの稼働に伴い、運営手法の検討及び運転管理委託に係る事業者の選定に際し、経験豊富な知識と中立かつ公平な審査を実施するため、事業者選定委員会を設置する必要がある。これが条例案を提出する理由であります。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の78ページでございます。

まず、第1条につきましては、本組合が設置する資源化センターの運営手法を検討し、運転管理委託業務内容及び業務遂行能力が最もすぐれた事業者を選定するに当たり、中立かつ公平な審査を実施するため、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定



委員会を設置することを定めたものでございます。

第2条、業務の内容につきましては、運営手法の検討及び委託事業者の選定において公平性を確保するため、運営手法の検討及び運転管理委託の実施に関する方針に関すること、委託事業者を特定するための選定基準に関すること、委託事業者の審査及び評価に関すること、委託事業者の特定に関すること、また、その他管理者が必要と認めることを調査審議し、その結果を管理者に報告することと定めたものであります。

第3条の組織につきましては、委員6名以内で組織するもので、学識経験者、構成3市の職員とし、管理者がそれぞれ委嘱、任命するものでございます。

第4条の委員長につきましては、委員会に委員長を置くものとし、委員の中から互選によりこれに充てるものでございます。第2項では、委員長は会務を総理し、委員会を代表する、また、第3項は、委員長に事故あるときは、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとしたものでございます。

第5条の委員の任期につきましては、先ほど第2条でご説明を申し上げました業務が終了するまでと定めたものでございます。

第6条の会議につきましては、委員会の委員は、委員長が必要に応じて招集するもので、委員長が会議の議長となり、委員の過半数が出席をしなければ会議を開くことができないものと定めたものでございます。また、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものでございます。

第7条では、委員会は、その業務を遂行するために必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見または説明その他必要な協力を求めることができるものでございます。

第8条につきましては、守秘義務として、委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするものでございます。

第9条では、中立の保持として、運営管理委託選定に参加する者に対して、特定の者の利益または不利益となる行為をしてはならないと定めたものでございます。

第10条の事務局は、委員会の事務局は、業務の発注を行う部署に置くものでございます。

第11条は、委任として、この条例を定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は管理者が別に定めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、附則第2号として、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表に泉北環境整備施設組合資源化センター運

営管理委託事業者選定委員会の委員に日額9,000円を支払うことができるように定めたものであります。

次のページに参りまして、また、第3項として、この条例は第5条に規定する事業者の選定を終了した日限りで効力を失うことを定めたものでございます。

以上で、条例制定についての提案理由並びにその内容についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

高橋議員。

○7番（高橋 登君） 高橋でございます。

ただいまご提案をいただきました運営管理委託事業者選定委員会条例でありますけれども、この中には、一応公平あるいは中立を確保するという意味合いから、専門的見地は別にいたしましても、地域に、あるいは市民の代表が入っておらない、また、他市の、あるいはほかの自治体のこういう条例の中には、市民の参加をもって中立性あるいは公平性あるいは公開性を確保していくという性格の部分があるんですけども、そういった意味で、特にこの市民への参加を設けなかったことの意味、理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山本秀明君） 野本環境部長。

○環境部長（野本順一君） 環境部長、野本でございます。

議員ご指摘の地域住民の皆さん方の参加は、なぜこの委員会に入っていないのかということと、よろしゅうございますか。

今回の資源化センターの管理、運営というところになりますと、非常に専門性を要します。そういった意味から、専門的な学識経験者の先生、あるいは3市の職員さんの中で対応していきたいというように考えておりますので、地域住民の皆さん方には、今回は入っていただいております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○7番（高橋 登君） 専門的見地をどこまでそれぞれに求めるんかという問題はあろうかというふうには思うんですけども、少なくとも地域の方々のご理解を得ていく、あるいは、

そういった意味での公開性を確保していくという部分では、市民の参加ということで、市民の皆さん方への説明の責任が一定果たせる役割はあるのではないかというふうに、私は認識をしておるところでありますけれども、同時に公開という部分においても、この会議の公開はどのような形で担保されておるのか、この点もあわせてお聞きをしたいんですけれども。

○議長（山本秀明君） 野本環境部長。

○環境部長（野本順一君） 環境部長、野本でございます。

今の公開という件でございますが、公開により、委員に対する外部からの圧力等が予想もされます。そういうことで、公正かつ円滑な委員会運営が阻害されるおそれがあるため、非公開とさせていただきたいというように考えております。

なお、委員会が全て終了した時点では、当然会議録等々については公開をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○7番（高橋 登君） 公開性については、今、ご答弁をいただいた部分を排除する意味での公開でありまして、そういった意味では、公平性あるいはそういう秘密性を、公開をすることで、公にすることで、この会議の信頼性を高めていくということになろうかというふうには思うんです。

市民の参加と同時に、そういった意味での公開性も、私は必要ではないかというふうに思うんです。専門家だけの議論ではなくて、この選定委員会が公になることで、一つは、公開性と市民への信頼を高めて、あるいは中立、公平なこの委員会の運営ができるということになるのではないかというふうに、私は思っておるんですけれども、そういった意味では、この中に盛り込まれておらない、少なくとも後で公開をするということではありますけれども、内部の状況の中でできる限りやっぱり公開をしていく、説明しなくてはならない部分についてはしっかりと説明をしながら、この委員会の議論を進めていくという姿勢をしっかりと持っていただきたいということを、改めて要望をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

質疑はないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号、泉北環境整備施設組合資源化センター運営管理委託事業者選定委員会条例制定について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第13、議案第6号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第3号)**についてを議題といたします。

本件につきましても、提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長(炭谷 力君) 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第6号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本件につきましては、訴訟に係る弁護士委託料の計上と都市下水路費の繰越明許をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億312万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、都市下水路の一部を翌年度に繰り越しをお願いするもので、第2表繰越明許費によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費につきましては、105万9,000円の追加をお願いするものでございます。委託料におきまして、訴訟に係る弁護士委託料として105万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

89ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、廃棄物発電事業特別会計の繰入金の追加と歳出予算の追加を増減調整し、894万1,000円の減額となったものでございます。

次の、第4款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、発電収入の増により1,000万円の追加をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、85ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございますが、第5款下水道費、第1項都市下水路費、事業名、王子川都市下水路矢板改修工事でございますが、本工事の工法で必要となります特殊技術の水中溶接士資格を有する潜水士の手配に時間を要したため、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。翌年度に繰り越す額は2,749万6,000円でございます。

以上が、平成26年一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第3号）について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、日程第14、議案第7号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についての提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第7号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いいたします。

本件につきましては、発電収入の増収による歳入歳出予算の増減調整を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,016万2,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。

第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、発電量の増により1,000万円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。下段の歳出になります。

第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、1,000万円の追加をお願いするものでございます。発電収入の追加によりまして、一般会計繰出金1,000万円を追加するものでございます。

以上が、平成26年度廃棄物発電事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計補正予算（第2号）について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第15**、管理者より平成27年度当初予算編成に当たっての**組合運営方針**を賜ります。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 平成27年度の予算案をご審議いただきます前に、管理者といたしまして、組合運営方針を申し述べ、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるものでございます。

我が国の経済情勢は、安倍内閣の経済政策により、金融緩和、財政出動が進みましたが、残る成長戦略の成果により真価が問われるところであります。そんな中、総選挙後動き出しているのが地方創生であります。これは、東京一極集中を見直し、地方からイノベーションを起こし、さらに経済成長をとというものであります。

翻って組合市の財政状況は、歳出面で少子高齢化施策等増大する社会保障関係経費にも増して、伸び悩む市税収入により厳しい財政運営を余儀なくされております。

以上のような情勢を鑑み、本組合では、これまで「経営改革プラン」の達成以降、さらに行財政改革に取り組み、人件費につきましては、「経営改革プラン」策定時の平成19年度12億400万円を、平成26年度では5億6,300万円に、目標を大きく上回る約53%の削減を図り、さらに、組合市の一般ごみの有料化などによりますごみの減量化の推進を受け、5号炉の予備ピット化を行い、年間約9,000万円の節減を行ってまいりました。

今後、公共下水道事業の終えんを受け、さらなる人件費の削減を目指し、より一層のアウトソーシングに取り組むなど、「最少の経費で最大の効果」を上げるべく全ての事務事業の見直しに努め、一方、資源化センターのスタートに向け、「さらなるごみの減量化とリサイクルの推進」を基本理念とし、平成27年度の予算案を編成いたしました。

それでは、平成27年度予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度予算案につきましては、一般会計54億6,968万5,000円、廃棄物発電事業特別会計5億3,001万円、公共下水道事業特別会計1,100万1,000円、合計、60億1,069万6,000円と相なっております。これを前年度と比較いたしますと、一般会計8億3,759万5,000円の増、廃棄物発電事業特別会計1億1,000万円の増、公共下水道事業特別会計1,799万9,000円の減、

合計 9 億 2,959 万 6,000 円の増となったものであります。

まず初めに、平成 27 年度予算案に掲げる主要施策をご説明申し上げます。

まず、「定員管理計画の推進」についてであります。さきに述べましたように、平成 19 年度から進めてまいりました「経営改革プラン」に基づき選択と集中により事務事業の改善を行い、特に人件費につきましては、平成 19 年度当時職員 100 名体制が、プラン最終年度の平成 23 年度では、計画を 8 名上回る 38 名削減し 62 名となり、さらなる推進により平成 26 年度では 57 名としたものであります。人件費総額におきまして、平成 19 年度比で約 6 億 4,100 万円、約 53% の削減となりました。

今後、引き続き「定員管理計画」に基づき、民間活力を生かしながらよりスリムな体制を推進し、目標年度の 30 年度には 47 名といたしまして、効率的かつ効果的な組合運営を図っていくものであります。特に平成 27 年度においては、ごみ焼却設備運転管理業務の委託化を推進することにより、組織の一部と事務事業を見直し、より一層の組織化及び組織活力の確保を図るものであります。

次に、「ごみの減量化、リサイクルの推進」についてであります。ごみの減量化については、これまで組合市とともに積極的に取り組みを進めてまいりました。その結果、ごみの焼却量につきましては、平成 9 年度の 12 万 5,000 トンをピークに、平成 25 年度では約 8 万 8,500 トンと、約 30% を減少したところであります。

また、本組合といたしましても、5 号炉ピットを 1、2 号炉の予備ピットとして改修し、従前の 3 炉運転から 2 炉運転に縮小することにより、定期整備費、薬品使用料及び運転委託料など約 9,000 万円のランニングコストの削減を図ってきたところであります。

こうした中、組合市でのさらなる一般ごみの減量化推進の動きに合わせ、増大する資源ごみ、リサイクルのニーズに対応するため、平成 28 年 4 月 1 日からの本格稼働に向けて、現在、平成 26 年度より 2 カ年計画で資源化センター建設事業を進めています。平成 27 年度は、より効率的かつ効果的な運営管理を行うため、運転手法や管理運営等のあり方などを検討するため、事業者選定委員会を立ち上げ、中立かつ公平な審査及び評価を行った上で事業者を選定してまいります。

また、ごみの分別のさらなる推進を図るとともに、リユース事業といたしまして、泉北環境クリーンフェスティバルや組合市の環境フェスティバルにおいて、リサイクル推進の啓発のため、粗大ごみの中から再使用可能なものを抽出し市民の皆様に無償での提供を試みたところ、予想を大きく上回る評価をいただきました。平成 27 年度においては、より一層広く市



民へのPRを図るべく、組合市のイベントだけでなく定期的に事業を展開するなど、あらゆる機会を捉えて、今後とも組合市と協働しながらリユース、リサイクルの推進啓発を進め、循環型社会の形成につなげてまいりたいと考えております。

ごみ処理施設については、稼働以来12年が経過し経年劣化が進む中、日常の適正な運転管理と整備計画に基づく毎年の適切な定期点検整備、基幹的設備の更新等の整備を適確に実施し、施設の維持管理を行っています。平成27年度基幹的設備の整備につきましては、4カ年計画の3年目となる燃焼室上部ボイラー水管の取りかえを行います。この設備は、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収するもので、発電効率にも影響を及ぼす設備であります。今後とも定期点検整備につきましては、経年劣化による性能低下の著しい設備について整備計画に基づき点検整備を行います。

次に、し尿処理については、下水道普及率の向上に伴い収集量が減少傾向であることから、処理量を見きわめ、平成20年度に第3事業所を休止し、第1事業所単独での処理を行うなど、効率的な施設の運営に努め経費の抑制を図ってまいりました。しかしながら、施設稼働以来28年が経過し、経年劣化が進む中、年次計画をもとに整備工事を行い施設の延命化に努めているところであります。

こうした中、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制の確保を図り、公衆衛生の向上と循環型社会の形成に資するため、広域化処理の有効性、経済性及び効率性を、大阪府とともに調査研究をしているところであります。大阪府からし尿処理の広域化推進についても要請がありまして、本組合といたしましても、近隣自治体の受け入れも視野に入れながら、平成27年度では、し尿処理量をより正確に把握するためトラックスケールを新設するものであります。

次に、都市下水路では、平成25年度から4カ年計画で潮位の影響により腐食の著しい矢板護岸の改修工事を施工いたしておりますが、今年度も引き続き実施し、周辺住民への臭気防止や市街地への浸水防除など、王子川都市下水路の適切な維持、安全管理に努めてまいります。

以上が、一般会計における主要施策の概要であります。

続きまして、廃棄物発電事業特別会計につきまして、泉北クリーンセンターにおいてごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収、利用することにより、年間約5,000万キロワットの電力をつくり出すことができ、施設内の電力供給はもとより、余剰分は電力会社に売電するサーマルリサイクルを行っています。温室効果ガス発生抑制による地球温暖化防止への率先した取り組みはもちろんのこと、効率的な運転計画や競争入札を実施することで、平成27年

度では発電収入約5億3,000万円の歳入を計上するとともに、電気受給契約、天然ガス受給契約についても競争入札を実施し、経費の削減に努めるものでございます。

なお、本組合の発電効率でございますが、平成25年度では1トン当たり602キロワットとなり、全国1位となりました。今後も組合市分担金の軽減につなげるべく、効率的かつ効果的な運営に努めてまいります。

最後に、公共下水道事業につきましては、平成25年度に合流改善事業の完了と流域下水道への統合を経て組合市に移管し、平成26年度の耐震工事の完了と合わせ、昨年12月25日に高石処理場施設改善事業完成報告会を開催させていただきました。本組合の公共下水道事業につきましては、昭和43年に広域下水道事業として事業着手し、流域下水道が計画決定される以前にいち早く河川の浄化や地域の環境衛生の推進に取り組むなど、組合市の公共下水道整備の先駆けとして取り組んでまいりました。

本組合の公共下水道事業の終えんに当たり、議員各位、市民の皆様の長年にわたるご理解、ご支援、ご協力に心から感謝を申し上げます。なお、平成27年度の公共下水道事業特別会計につきましては、消費税還付金等の前年度精算金を受け入れるものでございます。

以上が、特別会計における主要施策の概要であります。

次に、歳入予算の組合市分担金につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度の組合市分担金は、32億6,073万3,000円となっております。これを前年度と比較いたしますと、2億1,847万円の減となったものであります。今後も地域の環境整備を担う基幹施設としての役割をしっかりと認識し、「さらなるごみの減量化とリサイクルの推進」を基本理念として、「最少の経費で最大の効果」を上げるべく、より一層の「行財政改革の推進」により、常に行政コストの削減に留意しながら、より効率的、効果的な体制で、循環型社会の形成に資することができるよう、組合市としっかりと連携を図りつつ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら積極的に取り組んでまいります。

以上が、平成27年度の予算案と主要施策の方針であります。今後とも、正副管理者と職員一同が一丸となりまして、組合運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 管理者の運営方針が終わりました。

本来ここで運営方針に対する質疑をお受けするところではございますが、議会運営委員会

の決定により、次の予算審議の中でお受けいたします。

引き続き、議事に入ります。

**日程第16、議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について**を議題といたします。

本件についての提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

ナンバー2議案書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を54億6,968万5,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、地方債でございまして、第2表地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を4億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算での各項の歳出予算の流用について定めるものでございます。

内容につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして657万3,000円を計上しております。

次の15ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして1億8,675万円を計上しております。委員報酬、特別職3人、一般職員20人の給与、共済費等人件費で1億7,153万8,000円。

次の16ページでございます。

組合例規集データベース更新等委託料及び電算機借り上げ料等その他総務管理経費といたしまして1,521万2,000円を計上しております。

次の17ページでございます。

第2目監査委員費につきましては、報酬、旅費等で47万3,000円、第3目公平委員会費で

は委員報酬で6万6,000円を計上しております。

次の18ページでございます。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして3億9,323万円を計上しております。し尿処理場管理運営に携わる職員2名分の給与、共済費の人件費で2,039万9,000円、処理運営のための処理薬品費等消耗品費、光熱水費等ほか需用費で7,168万6,000円を計上しております。

次の19ページでございます。

委託料につきましては、運転管理業務等で1億2,987万1,000円。

次の20ページでございます。

工事請負費では、施設の延命対策と効率的な維持管理を図るため、し尿処理設備整備工事等、また本年度はトラックスケール設置工事を計上し、1億6,914万7,000円となっております。

次に、20ページから21ページでございます。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして31億8,101万6,000円を計上しております。泉北クリーンセンター管理運営に携わります一般職員30人の給与、共済費等及び本年度は資源化センター運営管理委託事業者選定委員会委員報酬を計上し、人件費といたしまして3億8,163万5,000円を計上しております。

次に、処理薬品費、指定ごみ袋等の消耗品費及び光熱水費等需用費で4億775万2,000円を計上しております。

次の22ページから23ページでございます。

委託料につきましては、ごみ焼却設備運転管理業務等、その他施設設備機器の保守点検業務委託料等及び資源化センター建設工事施工監理業務で5億8,017万1,000円を計上しております。また、本年度よりごみ焼却設備運転管理業務の委託の範囲を拡大し、業務4係を廃止し、効率的かつスリムな組織体制を構築していくものでございます。

次の24ページでございます。

工事請負費につきましては、17億8,154万1,000円を計上しております。処理能力の保持及び安定運転のため1、2号炉の定期整備工事等、各設備機器の整備工事を計上するとともに、平成25年度より4カ年計画で進めております燃焼室水管の更新工事を定期整備とあわせて行ってまいります。また、資源化センター建設工事は2年目の最終年度を迎え、継続費の年次計画に基づき、建設工事費で12億4,686万円を計上し、平成28年4月供用開始に向け鋭意進

めてまいります。

次の25ページをお願いいたします。

第5款下水道費、第1項都市下水路費でございますが、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして7,902万4,000円を計上しております。一般職員2人の給与及び共済費の人件費で1,693万円、委託料では王子川側道清掃業務として30万円。

26ページでございます。

工事請負費では、周辺住民の臭気及び流水対策の管理工事費及び平成25年度より計画的に進めております矢板改修工事費を計上し、工事請負費で6,150万円となったものでございます。

次の第2項下水道費につきましては、広域下水汚泥処理施設建設に係る公債費でございます南大阪湾岸流域汚泥処理継承委託料として1,312万円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

次の第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債の償還金で、元金、利子合わせて16億638万3,000円を計上しております。

第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円。

28ページをお願いします。

次の第8款予備費、第1項予備費につきましては、前年と同様300万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、32億6,073万3,000円でございます。各経費を本組合規約に基づきまして、組合市にご負担していただくものでございます。

次の11ページでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場使用料等で275万9,000円、第2項手数料につきましては、ごみ処分手数料として3億8,200万円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、資源化センター建設工事に対する交付金で、資源循環型社会形成推進交付金として3億8,731万4,000円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

第4款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、第1目廃棄物発電事業特別会計繰入金は4億2,855万4,000円で、分担金の削減を図っております。また、第2目公共下水道事業特別会計繰入金は1,100万1,000円で、公共下水道事業債に充当するものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして100万円を計上しております。

第6款諸収入、第1項組合預金利子につきましては、5,000円。

13ページをお願いいたします。

次の第2項雑入は、ごみ再資源化による有価物売却代等で1億1,251万9,000円を計上しております。

第7款組合債、第1項組合債につきましては、トラックスケール設置工事等し尿処理事業債で5,280万円、資源化センター建設工事費等ごみ処理事業債で7億8,150万円、下水道事業債では、王子川都市下水路の矢板改修工事で4,950万円、組合債といたしまして8億8,380万円を計上しております。

以上が、歳入予算でございます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

第2表の地方債ででございますが、し尿処理事業及びごみ処理事業並びに下水道事業の限度額、起債の方法、利率、借り入れ先、償還方法について本表のとおり定めるものでございます。

以上が、平成27年度の一般会計予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。運営方針についての質疑のお受けをいたします。質疑の発言はございませんか。

高橋議員。

○7番（高橋 登君） 高橋でございます。

冒頭に管理者よりご説明をいただきました運営方針の中での部分で、1点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。

運営方針の中の冒頭の部分に、人件費の削減の部分が出されておまして、大きく削減をされてきた、さらに効果額を發揮してきたという話が出されております。特にこの効果につ

いては、かなり大きな効果であり、そういう意味では経営改革プランに基づいて削減効果を発揮してきた、53%も発揮をしてきたというふうに強調をされておりますけれども、一つは、これ、平成19年に改革プランを出されておるといふふうに聞いておるんですけれども、18年度を基準にして25年度までの職員数の、報告によれば52名から、25年30名に減ったというふうに強調されております。ここでの増減の人件費についての効果額。

もう一つは、委託費についても、ごみの処理運転管理委託について、18年度を基準にして25年度の比較の部分について再度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本秀明君） 答弁、飯坂総務課長。

○総務部総務課長（飯坂孝生君） 総務課長の飯坂でございます。

今、ご指摘ございました平成18年度職員数52名に対する人件費でございますが、5億1,055万1,000円でございます。それに対しまして、平成25年度職員数30名で人件費が3億5,369万6,000円となっております。

続きまして、焼却関係の委託料につきまして、平成18年度委託料が2億4,675万円、平成25年度の委託料といたしまして1億5,680万7,000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○7番（高橋 登君） 今、効果額をお聞かせいただいたんですけれども、大きな効果額が出ておりました、特にこの職員数の減に関しましては、一つは、これ、表現の問題で効果額というふうに表現はされておりますけれども、事業の縮小という意味では、かなり大きく事業が縮減をしてきた、あるいはアウトソーシングに金の部分が回ってきたという部分があるかというふうに思うんですけれども、これを、一つは経営改革による効果額というふうに表現をするのかどうか、ここはちょっと説明をもう少し細かく丁寧にする必要があるんじゃないかというふうに思うのであります。

一つは、事務事業による効果、あるいは業務事業の改善による効果、これはどれくらいの効果額が発揮をしたのか、それと、先ほど申し上げました事業の縮減によって、これは効果額というふうに表現をするのがいいのか、縮減によってこれだけの額が少なくなったんだというふうに表現をする必要があるんじゃないかというふうに思うのであります。そういった意味では、全て、これは効果額で表現をされておるわけでありまして、これは効果額というふうに言うことが間違いかどうかという話じゃなくて、丁寧な説明が必要でありまして、今後の改善に向けて、これが一つの基準になっていくわけでありまして、そういった

意味では、この分析の仕方の評価についてどのように今現在お考えなのか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山本秀明君） 炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） ただいまの評価の基準でございますが、今までの効果額につきましては、事業の縮減というのは平成26年度以降、下水道事業を縮減するのが26年度以降でありますので、今までのこの効果額につきましては、経営改革プランあるいは定員管理計画の効果額というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（山本秀明君） 高橋議員。

○7番（高橋 登君） 効果額というふうに認識をされるのはいいんですけども、少なくとも、アウトソーシングに回った部分もかなりありますよね、そういう部分ではね。

だから、そういう部分では、一括して全て効果額という算定の仕方でもいいのかどうかということをお願いしているわけでありまして、そういう意味では、もう少し、これは、最後、この部分で議論するつもりはさらさらないんですけども、今後の改革をする上での基準になってくる部分でありますので、少なくともアウトソーシングに回った部分はどれぐらいで、アウトソーシングに回って人件費がこれだけ削減をされましたというような細かい分析をされた上で表現をお願いしたいというふうに思います。

このまま読むと、表現はともかくとして、余分な人間が、職員がたくさんおって、これだけ人数が少なくて運営できるにもかかわらず、もともとは52名の職員がおったわけですから、そういった意味では、そういうことがちゃんと説明ができるような表現にしていきたいということをお願いして終わります。

○議長（山本秀明君） 他に質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、平成27年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について原案どおり可決する



ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第17、議案第9号、平成27年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について**を議題といたします。

本件についての提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第9号、平成27年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を5億3,001万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

内容につきまして、歳出予算よりご説明申し上げます。

46ページをお願いいたします。

第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、廃棄物発電事業に要する経費といたしまして4億9,799万3,000円を計上しております。一般職員1名の給与及び共済費の人件費で718万円、工事請負費では、発電設備の維持補修工事費として680万円。

次の47ページの繰出金でございますが、一般会計の繰出金として4億2,855万4,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費につきましては、廃棄物発電事業債の償還金として、元金、利子で3,201万7,000円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、廃棄物発電収入による売電収入といたしまして5億3,000万円を計上しております。

第2款繰越金、第1項繰越金につきましては1万円を計上しております。

以上が、平成27年度廃棄物発電事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号、平成27年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第18、議案第10号、平成27年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算について**を議題といたします。

本件についての提案説明を求めます。

炭谷総務部長。

○総務部長（炭谷 力君） 総務部長の炭谷でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、平成27年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

本特別会計につきましては、平成25年度をもって組合下水道事業を組合市に移管し、人件費、事業費等の予算計上はなく、消費税還付金等の受け入れを行うものでございます。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を1,100万1,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳

入歳出予算によるものでございます。

内容につきまして、歳入予算よりご説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。

第1款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度の繰越金といたしまして1,000円を計上しております。

第2款諸収入、第1項雑入は、消費税還付金で1,100万円を計上しております。

以上が、歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

63ページの下段でございます。

第1款公共下水道費、第1項公共下水道運営費につきましては、1,100万1,000円を計上しております。歳入予算の1,100万1,000円につきましては、一般会計に計上しております公債費に充当するため、一般会計繰出金として1,100万1,000円を計上するものでございます。

以上が、平成27年度公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（山本秀明君） 説明が終わりました。

本件につきましても、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、平成27年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議員各位におかれましては、それぞれの議案につきまして、いずれも可決、承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成27年度に向けましても、先ほども運営方針の中で申し上げたとおり、正副管理者、また職員一丸となりまして、所期の基本理念でございますごみの減量化、リサイクルのさらなる推進と、いろいろと資源化センター初め課題を遂行しながら取り組んでまいりたいと考えております。

いづれにしましても、議会の議員各位の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を今後とも賜らんことを心からお願い申し上げたいと存じます。また、あわせてこれから関係組合市のほうでそれぞれ3月予算等の議会ということに相なろうかと思えます。また、いろいろと、まだ寒さ厳しき折でございますけれども、何かと議員各位におかれましてもご多忙なことだというふうに認識しております。

どうかご自愛をいただきまして、ご健勝、ご活躍いただきますことを、心より祈念申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（山本秀明君） ありがとうございます。

管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして平成27年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時28分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 山 本 秀 明

同 署 名 議 員 畑 中 政 昭

同 署 名 議 員 中 谷 昭